

しおさい通信

No. 1 0 3

令和3年4月号

指定就労継続支援B型事業所しおさい

三崎：銚子市三崎町 3-82 TEL：0479-23-9012

春日：銚子市春日町 2058-1 TEL：0479-25-3475

H P：http://npo-new.org/

虐待防止 伝達研修実施

3月11日（木）、しおさい職員を対象にして「虐待防止 伝達研修」を行い、16名が出席しました。

講師は、事前に配信された虐待防止の研修映像を視聴した職員の井橋さんで、この研修は職場内虐待防止研修用冊子を読みながら進められました。

研修の中盤、自分の業務において、虐待に当たることをしていないかを考える時間が設けられ、各自書き出しました。身体的虐待や性的虐待、経済的虐待はありませんが、心理的虐待と放置・放棄に当たるのではないと思われる事象があり、反省材料としました。

今回のこの研修を通して、虐待に対する認識を新たにすることが出来ました。通所者の方々への対応は当然のこととし、隠蔽（いんぺい）や虚偽（きよぎ）

報告を防止するためには、職員間の意思疎通や情報共有が重要であると感じた研修となりました。



虐待の類型	虐待の定義と主な行為
身体的虐待	■障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること ・たたく、殴る、蹴る、つねる など ・無理やり食事を口に入れる ・ベッドに縛り付ける
性的虐待	■障害者にわいせつな行為をすること又は行為をさせること ・性器への接触、性的行為を強要する ・キスする、裸にする ・わいせつな映像を見せる
心理的虐待	■障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・仲間に入れない、子供扱いする ・わざと無視する
放棄・放置	■障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による身体的、心理的、性的虐待の行為と同様の行為の放置等 ・食事を十分に与えない ・不潔な住環境で生活させる ・必要な医療や福祉サービスを受けさせない
経済的虐待	■障害者から不当に財産上の利益を得ること ・年金や賃金を渡さない ・財産や預貯金を着服する ・日常生活に必要なお金を与えない



傘立て寄贈

このほど、グループホーム職員のYさんより、春日の玄関に置く陶器製の傘立てが寄贈されました。

これまでも傘立てはありましたが、傘の本数が多くなると倒れてしまう為、陶器製など重量のある傘立ての購入を検討していました。それを知ったYさんから寄贈の申し出がありましたので、有難く頂戴致しました。



B型事業単独へ

平成27年11月に就労移行支援事業を開始し、B型事業と併せて“多機能型”事業所として運営してきましたが、4月30日をもって就労移行支援事業を廃止（県へ届出済）し、5月1日から「就労継続支援B型事業所しおさい」となります。

ブロッコリー 収穫・販売



昨年の11月初めに第2畑に植えたブロッコリーが生長し、野外作業班のメンバーと職員が収穫しました。無農薬で新鮮なブロッコリーを洗浄、選別、袋詰めし、主に市役所でのパン販売時に持って行きましたが、市の職員や来庁者などがたくさん購入して下さいました。ありがとうございました。



▲パン班のメンバーも含めての収穫作業（3月24日）▲



▲スナップエンドウ



▲ジャガイモ



▲にんにく

～編集後記～

第2畑に今年は「キタアカリ」と「とうや」の2品種を植えました。「キタアカリ」は男爵やメークインと並び人気品種の一つで、ビタミンCが豊富、ほんのり甘い、ホクホクしているという特徴があり、ポテトサラダ、コロッケ、じゃがバターに適しているそうです。また、「とうや」は今話題急上昇中の品種で、しっとりとなめらか、甘みが強い、カロリーが少なめという特徴があり、カレー、シチュー、肉じゃがに適しているそうです。野外作業班の皆さんには頑張って頂き、おいしいジャガイモが食べられるのを楽しみに待ちたいと思います。